

平成29年9月14日
庁舎整備担当部
障害福祉担当部
都市整備政策部

北沢総合支所保健福祉三課移転後の北沢保健福祉センター跡の 本庁舎仮庁舎としての活用について

現在、本庁舎等整備の基本設計業務委託公募型プロポーザルを実施し、施工計画等の提案を求めているが、本庁舎整備は長期にわたるため工事中の安全性の確保や工期の短縮を図り、現敷地内におけるローリング計画をスムーズに行うためには、本庁舎等整備基本構想に示すとおり、区役所周辺において仮設庁舎として活用できる用地等を確保する必要がある。そのため、北沢保健福祉センター跡を仮庁舎として活用することとし、建物所有者と建物賃貸借契約の延長について協議する。

1 本庁舎仮庁舎について

- (1) 北沢保健福祉センターは、民間借上げ施設で平成30年11月末まで「建物賃貸借契約」を締結しており、北沢タウンホール改修工事終了後には、北沢保健福祉センター内の保健福祉三課は北沢総合支所内に移転（平成30年5月）する予定であり、その後の活用については、未定である。
- (2) 平成32年度から始まる本庁機能のローリング計画の際には、最低でも800㎡から1,300㎡程度の仮庁舎が本庁近隣に必要であり、床面積約2,000㎡の北沢保健福祉センターの建物所有者との事前協議を踏まえ、契約を更新する方向で具体的な賃料交渉等を行うこととする。賃料については、現賃料を基本に協議する。使用期間は平成30年12月から最低5年をめどに、改めて協議する。

2 その他の活用について

- (1) 一般財団法人世田谷トラストまちづくりについては、平成30年5月の北沢保健福祉センター機能が総合支所内へ移転することに伴い移転が必要となるため、北沢保健福祉センター跡に仮移転する。なお、今後本庁舎等整備にかかる仮庁舎の必要規模を精査しながら、改めて移転時期並びに移転先について検討していく。
- (2) 総合福祉センターの機能のうち、梅ヶ丘拠点施設民間棟に移転しない相談事業等について、梅ヶ丘拠点施設区複合棟が完成するまで移転が必要となるが、現在、移転先が未定であるため、当該施設に仮移転し、使用する（平成31年4月～平成32年3月）。

【参考：施設概要】

- 所在地 世田谷区松原6丁目3番5号
- 築年数 築33年
- 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
- 延床面積 1995.91㎡

